

デイサービスせんず堂
介護予防・日常生活支援総合事業
第一号通所事業（通所介護相当サービス）運営規程

（事業の目的）

第1条

この規程は、社会福祉法人白寿会が設置経営するデイサービスせんず堂（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号通所事業（通所介護相当サービス）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要支援状態等にある高齢者に対し、適正な通所介護相当サービスを提供することを事業の目的とする。

（基本方針）

第2条

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

（運営の方針）

第3条

通所介護相当サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。事業所において提供する通所介護相当サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、第一号通所サービス計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 介護予防サービス・支援計画表が作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護相当サービスを提供する。

（事業所の名称）

第4条

事業所の名称は次のとおりとする。

デイサービスせんず堂

（事業所の所在地）

第5条

事業所の所在地は次のとおりとする。

静岡県磐田市千手堂964-6

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第6条 事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者 1人 (常勤兼務)
管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - (2) 生活相談員 2人以上 (常勤兼務)
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業所等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
 - (3) 看護職員 1人以上
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
 - (4) 機能訓練指導員 1人以上(専従職員及び上記(3)の看護職員が兼務)
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
 - (5) 介護職員 2人以上
介護職員は通所介護相当サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。

(勤務体制の確保)

- 第7条 事業所は、適切な通所介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの(ハラスメント)により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(営業日及び営業時間)

- 第8条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
- (1) 営業日 毎週月曜日～土曜日(日曜日定休日)
但し、12月30日から1月3日を除く。
 - (2) 営業時間 午前9時10分から午後4時20分までとする
但し、利用者は求めにより通常の営業時間を超えてサービスの利用を受けることができる。その費用については第12条第1項(5)に定めるところによる。
 - (3) 職員勤務時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。

(利用定員)

- 第9条 1日に通所介護相当サービスを提供する定員は1単位20名とする

(通所介護相当サービスの内容)

- 第10条 通所介護相当サービスの内容は次のとおりとする。
- (1) 日常生活上の援助
日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。
 - (ア) 排泄の介助
 - (イ) 移動の介助
 - (ウ) 必要な身体介護
 - (エ) 養護(休養)
 - (2) 健康状態の確認

- (3) 運動器の機能向上サービス
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。
ア. 日常生活動作に関する訓練
イ. レクリエーション
ウ. グループワーク
エ. 行動的活動
オ. 体操
カ. 趣味活動
- (4) 送迎サービス
障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車輛により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行う。
- (5) 入浴サービス
居宅における入浴が困難な利用者に対して、自立支援を促すとともに必要なサービスを提供する。
- (6) 食事サービス
ア. 準備、後始末の介助
イ. 食事摂取の介助
ウ. その他必要な食事の介助
(エ. 調理)
- (7) 相談、助言等に関すること
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。
(ア) 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
(イ) 福祉用具の利用法の相談、助言
①住宅改修に関する情報提供
②家族介護者教室の開催
(ウ) その他の必要な相談、助言

(第一号通所サービス計画の作成等)

第11条

- 通所介護相当サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、第一号通所介護サービス計画を作成する。また、すでに介護予防サービス・支援計画表が作成されている場合は、その内容に沿った第一号通所サービス計画を作成する。
- 2 第一号通所サービス計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
 - 3 利用者に対し、第一号通所サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(通所介護相当サービスの利用料)

第12条

- 事業所が提供する通所介護相当サービスの利用料は、磐田市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱で定める事業支給費の額とする。なお、当該事業所が法定代理受領サービスであるときは、告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。
- (1) 食費
実費（別に重要事項説明書等にて定める金額）
 - (2) おむつ代等

- 実費（別に重要事項説明書等にて定める金額）
- (3) 前各号に掲げるものの他、通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用は、実費徴収する。
 - (4) 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用
通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道1キロメートル当たり80円
 - (5) 通常の営業時間を超える利用料
1時間につき500円とする。
 - (6) キャンセルがあった場合については、次の額を徴収する。
前営業日の17時までに連絡がない場合、食事代相当額。ただし、急な入院や病状の急変などの場合はこの限りではない。
- 2 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を掲示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
 - 3 利用料の支払いは、現金又は銀行口座振込又は郵便振替により、指定期日までに受ける。

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第13条 通所介護相当サービスを利用する者は、事業所の施設、設備をその本来の用途に従って利用するものとする。
- 2 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損した場合には、原状に復するか、相当の代価を支払うものとする。
 - 3 利用者は、サービス従業者又は他の利用者に対して、迷惑を及ぼすような行為をしないものとする。
 - 4 利用者は、機能訓練室、機能訓練設備を使用する際は職員の指導のもとに行うものとする。

（通常の事業の実施地域）

- 第14条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。
磐田市（旧豊岡村を除く）

（サービスの提供記録の記載）

- 第15条 通所介護相当サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該通所介護相当サービスについて、利用者に代わって支払いを受ける磐田市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱で定める事業支給費の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

（秘密保持）

- 第16条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

（苦情処理）

- 第17条 提供した通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設備、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の調整その他必

要措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第18条

利用者に対する通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(事故発生時の対応)

第19条

事業所は、通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、事故が発生した場合の対応、報告やその起因する原因、分析や改善策の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。また、事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修については、担当者を設置し定期的に行うものとする。

(虐待の防止)

第20条

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施すめたるの担当者を設置する。

(身体拘束)

第21条

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(衛生管理)

第22条

通所介護相当サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、当該通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(緊急時に於ける対応方法)

第23条

通所介護相当サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び利用者の家族等に連絡する等の措置を講じ、管理者へ報告するものとする。

(非常災害対策)

第24条

- 管理者は磐田市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則に基づき、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、月に1回、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業者は、周辺の環境を踏まえて、かつ、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じて前項に規定する計画を作成する。
- 3 事業者は、第1項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携を努めるとともに、地域で実施される防災訓練へ参加する等地域との連携を重視する。
- 4 事業者は、従業者を防災に関する研修に参加させる等従業者の防災教育に努めなければならない。
- 5 事業者は、非常災害に備え食料、飲料水その他生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第25条

- 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 階層別研修 年6回以上
- 2 事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- 3 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。
- 4 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 5 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人白寿会と事業所の管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 5年 7月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。